

平成 27 年 度 税制改正要望事項

平成 26 年 8 月



厚生労働省

目 次

＜子ども・子育て＞	1
＜就労促進等＞	1
＜健康・医療関係＞	2
＜医療保険関係＞	5
＜介護・社会福祉関係＞	6
＜年金関係＞	7
＜生活衛生関係＞	8
＜その他（独立行政法人等・グリーン投資減税・震災からの復興）＞	8

※項目の前に＊印を付している項目は他省庁と共同要望をしている項目

子ども・子育て

*** ○ 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い必要な税制上の所要の措置**

〔不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税等〕

新たに市町村認可事業として位置付けられる家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業について、現行の保育所等に認められている税制上の措置と同等の措置を講ずるなど、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う所要の措置を講ずる。

*** ○ 子育て支援に係る税制上の措置の検討** 〔所得税、個人住民税〕

児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)による附則第2条第1項の規定を踏まえ、改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

就労促進等

*** ○ 仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充** 〔所得税、法人税〕

企業がくるみん認定を受けた場合に認められる割増償却について、適用期限の延長等を行う。

また、企業がさらなる両立支援に係る取組を行い、プラチナくるみん(仮称)認定を受けた場合に、税制優遇措置の拡充を行う。

○ 女性の活躍推進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税等〕

女性の活躍推進に関する新たな法律の制定に伴い必要な税制上の措置を講ずる。

○ 若者育成認定企業(仮称)に係る割増償却制度の創設 〔所得税、法人税〕

企業における若者の人材確保・育成に係る取組をより一層推進するため、若者育成認定企業(仮称)が取得等した研修施設等の建物やOA機器等の設備についての割増償却制度を創設する。

○ 心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長

〔不動産取得税、固定資産税〕

心身障害者を多数雇用する場合の不動産取得税の減額措置及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年間延長する。

○ 障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長

〔所得税、法人税〕

企業(個人事業主を含む)が、障害者就労施設等に対して物品及び役務の発注を行った場合に、一定期間内に取得した減価償却資産について、上限の範囲内で前年度からの発注増加額と同額の割増償却を認める現行の特例措置を2年間延長する。

○ 職業能力開発促進法の見直し等に伴う税制上の所要の措置

〔法人税、法人住民税等〕

「日本再興戦略」改訂2014等を踏まえ、職業能力開発促進法の見直し等について、労働政策審議会職業能力開発分科会等において検討を行い、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

健康・医療関係

○ セルフメディケーションの推進に資する薬局に係る税制措置の創設

〔不動産取得税〕

セルフメディケーションの推進に関し、国民が気軽に健康相談等を行うことができる環境を整えるため、充実した健康相談等の体制や、一定の品目数の一般用医薬品等を販売する等、適切な販売体制などを有する薬局(健康ナビステーション(仮称))のうち、中小企業者が開設するものに係る不動産について不動産取得税の軽減措置を創設する。

○ セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の創設

〔所得税、個人住民税〕

セルフメディケーションの推進のため、要指導医薬品及び一般用医薬品を年間2.5万円以上購入した世帯に対して、その購入費用を対象とする所得控除制度を創設する。

○ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ等 〔たばこ税、たばこ特別税、地方たばこ税〕

「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていること等、たばこ対策が重要な位置づけとされていることも踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、以下の措置を講ずる。

- ① たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。
- ② 紙巻たばこ旧3級品の税率の経過措置を廃止する。
- ③ かぎ用の製造たばこ等に関して、課税の換算方法を見直す。

○ 医療に係る消費税の課税のあり方の検討 〔消費税、地方消費税〕

医療に係る消費税の課税のあり方について、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ検討し、結論を得る。

＜参考＞ 平成26年度税制改正大綱(平成 25 年 12 月 12 日 自由民主党・公明党) (抄)

第三 検討事項

- 11 医療に係る税制のあり方については、消費税率が 10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得る。

○ 高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長 〔所得税、法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格 500 万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は指定を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却を認める特例措置について、対象機器を見直した上で、その適用期限を2年間延長する。

○ 医療安全に資する医療用機器の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長 〔所得税、法人税〕

医療保健業を営む個人又は法人が、医療安全に資する医療用機器を取得した場合に、取得価格の 16%の特別償却を認める特例措置について、その適用期限を2年間延長する。

○ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 〔事業税〕

社会保険診療の高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。

○ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続

〔事業税〕

医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る事業税の軽減措置を存続する。

＜参考＞ 平成26年度税制改正大綱(平成25年12月12日 自由民主党・公明党) (抄)

第三 検討事項

- 16 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

○ 社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔法人税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税〕

「日本再興戦略」改訂2014等を踏まえ、社会医療法人の認定要件の見直しを行うに当たり、現在社会医療法人に措置されている非課税措置等について、その認定要件の見直しを行った場合においても引き続き適用する。また、周辺環境の変化等により要件を満たせなくなって認定を取り消された医療法人について、一定の要件を満たす場合には、過去に認定を受けていた時期における収益全額を取消年度の益金に算入する取扱いを免除する措置を講ずる。

○ 非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)の創設、その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税等〕

医療法人の事業展開等に関する検討会において検討している、非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)の創設及びその他の事業再編(医療法人の分割等)に関する制度見直しについて、必要な税制上の措置を講ずる。

* ○ 研究開発税制(総額型)の控除限度額拡充の恒久化等

〔所得税、法人税、法人住民税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、研究開発税制について、平成26年度末で期限を迎える総額型の控除限度額の拡充措置(税額控除限度額を法人税額の20%から30%に拡充)の恒久化などを行う。

○ オーファンドラッグ等の試験研究費にかかる特別措置(研究開発税制総額型)の対象の拡充

〔所得税、法人税〕

希少疾病用医薬品又は希少疾病用医療機器(オーファンドラッグ等)に関する試験研究に係る費用については、現在、特別措置(研究開発税制総額型)

が措置されているが、今般、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）が成立したこと等を踏まえ、オーファンドラッグ等の指定範囲の拡大を行うに当たっても、同様に本特別措置の適用対象とする。

○ 予防接種法に基づく定期接種の対象疾病の追加に伴う税制上の所要の措置 〔所得税、個人住民税等〕

厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における議論等を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種の対象疾病を追加する場合に、現行の対象疾病と同様、当該ワクチンに係る健康被害の救済給付を非課税措置及び差押禁止の対象とする。

* ○ 国立研究開発法人への寄附に係る税制措置の拡充

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

国立研究開発法人への法人からの寄附金について、全額損金算入が認められる「指定寄附金」の取扱いとし、また、国立研究開発法人への個人からの寄附金について税額控除を導入し、所得控除と選択制とする等の税制上の所要の措置を講ずる。

* ○ 国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置

〔所得税、法人税等〕

平成 27 年 4 月 1 日に国立研究開発法人日本医療研究開発機構が設立されることに伴い、医療分野の研究開発の推進等を実施するため、税制上の所要の措置を講ずる。

医療保険関係

○ 医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置 〔国民健康保険税等〕

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律、「日本再興戦略」改訂 2014」等を踏まえ、

- ① 国民健康保険の財政上の構造問題の解決に向けた方策や、運営に関する都道府県と市町村の役割分担の在り方
- ② 個人の健康・予防に向けた取組に応じて、各被保険者の保険料に差を設けることを可能とするなどのインセンティブの導入

等について検討を行い、その結果を踏まえ、次期医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

○ **国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し** 〔国民健康保険税〕

国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。また、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。

介護・社会福祉関係

○ **介護保険法改正に伴うサービスの見直しに係る税制上の所要の措置** 〔法人税、法人住民税等〕

介護保険法改正に伴い、予防給付のうち地域支援事業へ移行される各サービスについて、引き続き従前のサービスと同様の税制上の所要の措置を講ずる。また、同様に、通所介護のうち地域密着型通所介護へ移行される小規模な通所介護について、引き続き従前のサービスと同様の税制措置を講ずる等、法改正に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

* ○ **サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長** 〔不動産取得税、固定資産税〕

サービス付き高齢者向け住宅について講じられている次の税制上の特例措置の適用期限を、2年間延長する。

- ① 新築住宅で一定の要件を満たすものを取得した場合、不動産取得税の課税標準から一戸につき1,200万円を控除する。
- ② 新築住宅で一定の要件を満たすものに係る土地を取得した場合、不動産取得税の税額から150万円又は住宅の床面積の2倍に当たる土地面積相当分の価格を減額する。
- ③ サービス付き高齢者向け住宅である賃貸住宅であって、一定の要件を満たすものに対して課する固定資産税を5年間にわたって、3分の1に減額する。

○ **社会福祉法人制度等に見直しに伴う税制上の所要の措置** 〔所得税、法人税等〕

社会福祉法人制度等については、社会保障審議会福祉部会において見直しの検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

○ **生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の創設に係る税制上の所要の措置** 〔不動産取得税、固定資産税、事業所得税等〕

就労に困難を抱える生活困窮者に対して就労機会の提供等を行う生活困窮者自立支援法の認定就労訓練事業(第2種社会福祉事業)の事業者について、税制上の所要の措置を講ずる。

○ **福祉車両購入者の負担軽減** 〔自動車重量税〕

障害者の社会参加の促進のため、現在福祉車両購入時に負担軽減措置が講じられている自動車取得税、自動車税、軽自動車税に加え、自動車重量税の軽減による更なる負担軽減策を講ずる。

○ **協同組合の特性を踏まえた法人税率の特例の拡充** 〔法人税、法人住民税〕

法人課税見直しにおいて、普通法人の法人税率の引下げを行う場合において、消費生活協同組合等について、連動した引下げを行うなど、協同組合の特性を踏まえた措置を講ずる。

○ **戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続** 〔所得税、個人住民税等〕

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について、所要の法整備が行われ、平成27年度以降も継続して支給されることになった場合には、先の大戦において公務等のために国に殉じた軍人、軍属及び準軍属の方々の遺族に対して国として弔慰を表すとの趣旨に鑑み、特別弔慰金に関する非課税措置及び差押禁止措置を存続する。

年金関係

*** ○ 企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置**

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

確定拠出年金制度をはじめとする企業年金制度等については、施行後約10年を経て見直しの時期になるとともに、「日本再興戦略」改訂2014においても国民の自助努力促進の観点から制度の見直しを行うこととされていることから、現在、社会保障審議会企業年金部会において制度のあり方の検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。

生活衛生関係

○ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長 〔法人税〕

生活衛生同業組合(出資組合に限る)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限を、2年間延長する。

* ○ 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長 〔法人税、法人住民税、事業税〕

生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（通常の112%相当額）の適用期限を、2年間延長する。

* ○ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小商業、サービス業等の活性化のための投資に係る特別償却制度、税額控除制度について適用期限を2年間延長する。

* ○ 個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設

〔相続税、贈与税〕

個人事業者が事業承継を円滑に行うことができるよう、個人事業者が後継者に生前贈与する事業用資産について、一定の要件の下で贈与税に関する特例を認める等、事業承継時の負担を軽減する措置を創設する。

その他(独立行政法人等・グリーン投資減税・震災からの復興)

○ 厚生労働省が所管する独立行政法人の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔法人税、法人住民税等〕

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づく厚生労働省所管の独立行政法人の見直しに関して、次に掲げる見直しに伴う税制上の所要の措置を講ずる。

- ① 労働安全衛生総合研究所と労働者健康福祉機構を統合すること
- ② 勤労者退職金共済機構における中小企業退職金共済制度について必要な見直しを行うこと
- ③ 国立健康・栄養研究所及び医薬基盤研究所を統合すること

*** ○ 技能実習制度の適正化に関する法人の設置等に係る税制上の所要の措置**

〔法人税、法人住民税等〕

「日本再興戦略」改訂 2014」等において示されている外国人材の活用に係る施策として「技能実習制度の抜本的見直し」が挙げられていることを踏まえ、新たな法律に基づき、制度管理運用機関（仮称）を設置すること等に伴う税制上の所要の措置を講ずる。

*** ○ グリーン投資減税の延長**

〔所得税、法人税〕

エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得を促進する税制（グリーン投資減税）について、太陽光発電設備及び風力発電設備の即時償却制度の適用期限を平成 27 年度末まで延長する。

*** ○ 「福島再開投資等準備金」制度の創設**

〔所得税、法人税等〕

避難解除区域、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、再開投資等を行うものと福島県知事が認めた個人事業者又は法人が、事業再開までの間（最大 5 年）、所得金額を限度として準備金を積み立てた時に、その積立額を損金算入でき、また、将来、当該区域内で機械又は建物等に再開投資等を行う際に即時償却できるよう税制上の所要の措置を講ずる。

*** ○ 避難指示解除準備区域内資産の代替資産の取得に係る固定資産税等の特例の拡充**

〔不動産取得税、固定資産税、都市計画税〕

帰還困難区域及び居住制限区域にあった住宅・事業所等の代替資産を取得する場合の固定資産税、都市計画税及び不動産取得税の特例措置に、避難指示解除準備区域に資産を有する住民や事業者に対し、避難解除区域において代替資産を取得する場合について、特例の対象に追加する。